平成２４年（フ）第４９５２号
大阪市平野区瓜破１丁目10番24―405号
債務者　佐竹　義道
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５５号
大阪府大阪市淀川区東三国３丁目10番３―719号
債務者　川上　政勝
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５８号
大阪市港区三先１丁目17番７号　マンション三先122号
債務者　宮嶋　節子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７３号
大阪市平野区背戸口３丁目４番14―403号
債務者　和田　寛子（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８７号
大阪市平野区喜連５丁目６番６号
債務者　井谷　郁代（旧姓古家後）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２８号
大阪市東成区東小橋２丁目９番24号カツラマンション305号
債務者　橋本こと　金　　貞根
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５７号
大阪府池田市古江町643番地の12
債務者　谷口　　治
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６７号
大阪府寝屋川市香里北之町17番８号
債務者　宮井　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６８号
大阪市此花区春日出中１丁目８番21号　湖東マンション
債務者　池田サダミ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７０号
大阪市東成区深江北３丁目４番21―112号
債務者　村本　直樹（旧姓二ノ方）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７２号
大阪市生野区巽北１丁目30番35―601号
債務者　平野こと　尹　　淑美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７３号
大阪市旭区新森７丁目15番32号　ブルースカイハイツ新森105号
債務者　佐藤　史代
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７５号
大阪市旭区赤川３丁目９番12号
債務者　長島　卓也
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７６号
大阪市鶴見区諸口６丁目15番33―208号
債務者　湊　美津子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８０号
大阪府東大阪市加納８丁目４番12号　加納ハイツ202
債務者　坂本　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県西宮市苦楽園五番町１番12号　楽山マンション２番館202号
債務者　森　有希子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８９号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目45番13号コーポ西武庫201号
債務者　新田　正勝
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係